所得税はいくらから？
給与天引き
かんたん解説ガイド

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

所得税の給与天引きは年収160万円から（2025年所得税改正）

2025年の税制改正により、これまで年収103万円を超えると所得税が発生していましたが、2025年からは基礎控除95万円と給与所得控除65万円の適用により、給与所得者は年収160万円以下なら所得税がかかりません。
この改正は2025年1月以降の給与に適用されます。

所得税額を左右する控除額の変更

■ 基礎控除

2025年（令和７年分）から、合計所得金額2350万円以下の個人は基礎控除額が48万円から58万円に引き上げられます。そのうち合計所得132万円以下では基礎控除額が95万円になります。さらに、合計所得132万円超の場合は令和９年分以降も58万円となり、令和７・８年分に限り合計所得132万円超655万円以下の人には5〜30万円の上乗せがあります。

■ 給与所得控除

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます 。これは主に給与収入が190万円以下の層に影響し、所得税の負担を軽減します。

■ 新たな控除制度：特定親族特別控除（19歳以上23歳未満の親族）

2025年からは、19歳以上23歳未満の親族を扶養している納税者を対象とした「特定親族特別控除」が創設されます 。扶養される親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に適用され、所得税において最大63万円の控除が受けられます。

© MoneyForward, Inc.

年収160万円超えの場合でも、所得税が天引きされない場合

年収160万円を超えても、必ずしも所得税が天引きされるとは限りません。2025年分からは基礎控除が原則58万円に引き上げられ、さらに給与収入200.4万円以下であれば基礎控除95万円が適用されます。たとえば年収160万円では給与所得控除65万円を差し引くと所得95万円となり、基礎控除95万円で課税所得は0円となります。年収が160万円を超えても、扶養控除や社会保険料控除などを加えれば課税所得がゼロとなり、結果として所得税が発生しないケースもあります。

住民税と社会保険料について

住民税	住民税は所得税とは異なる基準で計算され、前年の所得に対して課税されます。一般的に、年収が110万円（自治体によって多少異なる）を超えると課税される可能性が出てきます。
社会保険料	社会保険料（健康保険、厚生年金保険）は、年収に応じて計算されます。扶養の範囲内で働いている場合、年収が一定額（一般的に106万円超または130万円以上）を超えると、扶養から外れて社会保険料の支払い義務が生じます。

© MoneyForward, Inc.